

第 26 回 国家による自由 (2)

3. 教育を受ける権利

- 26 条 1 項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定し、続く 2 項では、子どもの教育を受ける権利 (学習権) に対応するよう、子女に普通教育を受けさせる義務を親権者等に課している。国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負う。
- 教育を受ける権利に関連して、教育権の所在が議論される。国は、国民の信託を受けて適切な教育政策を樹立・実施する権能を有しており、教育の内容・方法について法律で包括的に定めることができるという見解と、教師は、公権力による介入を受けることなく子どもの教育内容を決定することができる (国は、外的条件の整備のみでしか教育に関与できない) という見解とが対立している。
- 教育権の所在をめぐる争点は、教科書検定制度の合憲性をめぐって争われた家永訴訟において争点となり、下級審レベルでは、国家教育権説に立ついわゆる高津判決 (東京地判昭和 49 年 7 月 16 日判時 751 号 47 頁) と、国民教育権説に立ついわゆる杉本判決 (東京地判昭和 45 年 7 月 17 日判時 604 号 29 頁) とが出されていたが、最高裁判所は、両説とも極端かつ一方的であると述べ、折衷説に立っている (旭川学テ事件最高裁判決 (最大判昭和 51 年 5 月 21 日刑集 30 卷 5 号 615 頁))。
- 26 条 2 項の義務教育の無償とは、判例によれば、授業料の不徴収を意味するにすぎないと解されている (教科書無償訴訟最高裁判決 (最大判昭和 39 年 2 月 26 日民集 18 卷 2 号 343 頁) が、実際には、1963 (昭和 38) 年以降、法律によって、義務教育に係る教科書が無償で配布されている。

4. 勤労・労働に関する権利

- 日本国憲法 27 条は、1 項で勤労の権利と義務を規定し、2 項で勤労条件の法定を、3 項で児童酷使の禁止を定める。
- 労働市場をまったくの私的自治の原則に委ねると、労働者は、使用者に対して不利な立場に立たされ、劣悪な労働条件の下でいやおうなしに働かされるおそれがある。そこで、憲法 28 条は労働基本権を保障し、労働者と使用者とが対等な立場で交渉できるようにしている。

- ・ 労働基本権は、それを保障する措置を国に対して要求できるという社会権的側面と、国がそれを制限することを禁止するという自由権的側面とがある。さらに、使用者が労働者の労働基本権の行使を尊重すべき義務を負うので、私人間に直接適用されるという性格をもつ。

【宿題】公職選挙法違反事件最高裁判決（II-146）、在外国民選挙権訴訟最高裁判決（II-147）、法定外ビザ訴訟最高裁判決（II-156）及び戸別訪問事件最高裁判決（II-158）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q26-1 旭川学力テスト事件判決（最高裁判所昭和 51 年 5 月 21 日大法廷判決、刑集 30 卷 5 号 615 頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 国民各自は、一個の人間として、また一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習する固有の権利を有し、特に、子どもは、そのための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有する。
- イ. 個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入は、許されない。
- ウ. 子どもの教育は、専ら子どもの利益のために、教育を与える者の責務として行われるべきものであるから、教育の内容及び方法については、その実施に当たる教師が、教育専門家としての立場から、決定し遂行すべきものである。

Q26-2 労働基本権に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 憲法上、国は、労働基本権をむやみに制約する立法等の措置を行うことは許されず、また同時に、国は、労働者の労働基本権を保障する措置を講じる義務があり、その意味で、労働基本権には自由権としての側面と社会権としての側面があるといえる。
- イ. 労働基本権には、団結権、団体交渉権及び団体行動権があるが、これらのうち団結権は最も重要かつ基本的な権利であるから、団体交渉権や団体行動権について現行法上特別な制約に服している自衛官や警察官にも団結権は認められている。
- ウ. 判例は、労働基本権について、公務員にもその保障が及ぶとし、その制約の合憲性を判断する上で、職務の公共性は考慮されるべきではないとする一方、人事院が設けられていることなどの代替措置が整備されていることを重視して、一般私企業とは異なる制約に服するものとする。
- エ. 憲法第 28 条は、その性質上、私人間の関係に適用される余地はなく、そのため、判例は、労働組合への加入を強制するために使用者と労働組合との間に締結されるユニオン・ショップ協定の効力を団結権との関係で判断する場合にも、憲法を直接適用していない。